

各 通院等乗降介助指定訪問介護事業所 管理者  
各 居宅介護支援事業所 管理者 様

近江八幡市 福祉子ども部 高齢福祉介護課長

「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」  
の適用関係等について（通知）

平素は、本市の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、本来、通院等乗降介助で算定すべきものを身体介護中心型の算定をし、実地指導において過誤となった事例がありましたので、関連通知につきまして改めて周知いたします。

#### 記

##### 【関連通知】

- ・平成 12 年 3 月 1 日付け老企第 36 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の 2（7）～（9）[留意事項通知]
- ・平成 15 年 5 月 8 日付け老振第 0508001 号・老老発第 0508001 号「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について[適用関係通知]
- 特に、留意事項通知（8）及び適用関係通知を参照のこと。
- 適用関係通知においては、別紙図の（1）（2）（3）及び※に記載の内容による違いを理解のこと。
- 関連通知については、本市ホームページにも掲載しています。

近江八幡市>各課の窓口>高齢福祉介護課>給付業務

##### 【留意事項】

- ・誤った請求に該当する明細が過去 5 年の間にありましたら、過誤再請求を行っていただきますようお願いいたします。なお、過誤再請求を同月過誤で希望される場合は、市に連絡をいただければ、保険者による過誤申立を行い同月に事業所による再請求を行っていただくことは可能です。
- ・各ケアマネジャー様におかれましては、給付管理上、身体介護中心型で算定を行う場合は、通達との整合性を確認の上、給付管理票を作成いただきますようお願いいたします。
- ・院内介助のサービス利用伺いを提出いただき、身体介護中心型において算定を認めている案件がありますが、その場合においても、診察室内・透析室内・検査室内等においては、医師・看護師等の管理下にある場所となるため、介護報酬としては算定できません。一部の事業所やケアマネジャー様に誤解がありますので留意願います。

高齢福祉介護課 認定給付グループ
TEL 0748-33-3511
FAX 0748-31-2037